

経営事項審査の電子申請開始に伴い、令和5年1月10日以降の対面及び郵送における申請から次の確認書類が省略となります。

省略する確認書類

- ① 建設業許可申請書
- ② 建設業許可通知書
- ③ 県に提出した各種変更届
- ④ 施工体制台帳・施工体系図・下請契約書
- ⑤ 労災保険加入確認書類
- ⑥ 技術職員の社会保険健康保険証※1
- ⑦ 資格等の証明書類※2

※1 新しく技術者名簿に記載した技術職員分の提示は必要です。

※2 新しく技術者名簿に記載した技術職員、昨年度の技術者名簿に記載しているが資格の区分を変更した技術職員、有効期間の定めがある資格等は提示が必要です。